

新国立劇場ご使用に際してのご注意

① 使用承諾の取り消し

次のいずれかに該当するときは、施設使用の承諾を取り消すか、使用を中止していただくことがあります。この場合において当劇場では損害を賠償する責任は負いません。

- ・ 使用申込書に虚偽があったとき
- ・ 秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められたとき
- ・ 使用の条件に違反するとき
- ・ 当劇場の求める指示に従わないとき
- ・ 期限までに施設使用料が納入されないとき
- ・ 劇場施設の使用权を第三者に譲渡又は転貸したとき
- ・ 天災その他の事由により、劇場施設等の使用が不可能になったとき
- ・ 緊急を要する工事その他の事情により中止する必要性が生じたとき
- ・ その他、使用が適当でないと考えられるとき

② 使用の取り消し

- ・ 主催者が公演の中止等により施設使用を取り消す場合は、速やかにご連絡ください。
- ・ 使用を取り消した場合でも、すでに納入された施設使用料は返金できません。また、取り消しが使用開始日より6ヶ月以内に行われた場合は、使用料の残額をお支払いいただきます。

③ 損害の賠償

施設使用中(搬入出を含む)に発生した人的・物的損害に対する賠償責任は、原則として主催者で負っていただきます。

④ 不可抗力

天災地変・交通機関のトラブル等不可抗力によって公演が実施できない場合、又は不測の事故等により主催者・出演者・観客に事故が生じた際には、当劇場ではその責任を負いません。